

発行：栃木市

嘉右衛門町地区

伝建かわら版

13号

～栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

『嘉右衛門町伝建地区防災計画』を策定します。

嘉右衛門町伝建地区は、平成24年3月に伝統的建造物群保存地区に決定し、同年7月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保存計画に基づき保存・整備を行ってまいりました。

しかしながら、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震や、平成27年9月の関東東北豪雨による巴波川の氾濫など、多くの伝統的建造物等がその被害に遭っています。また、保存地区内は木造家屋が密集して建ち、平成26年には古い民家から出火し短時間で隣家まで延焼する火災があり、災害に対して脆弱な面が多い地区でもあります。

今年度は、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定より5年経過し、さらに保存・整備を推進し、歴史的な町並みを後世に継承していくため、『嘉右衛門町伝建地区防災計画』を策定します。

地域に住まう皆さまや、自主防災組織である各自治会のご協力なくして、防災計画は策定できません。皆さまのご意見などを伺い、計画等に反映していくため、「嘉右衛門町でんけん交流会」等を随時開催しますので、皆さまのご参加をお待ちしております。



(可搬ポンプを用いた放水訓練)

「嘉右衛門町でんけん交流会」を開催しました。

平成29年5月31日（水）神明神社社務所にて、「嘉右衛門町でんけん交流会」を開催しました。

防災計画策定に向けて、参加者の方と『地域防災に関する意見交換』をしました。

「災害時や自治会活動でも、個人情報への取扱いが難しくなっている。いざという時に使用できるよう平時での整理が必要である。」「地域の高齢化が進んでいるので、地域全体で支えあえる仕組みがあると良い。」などの意見をいただきました。



(嘉右衛門町でんけん交流会の様子)

今回の参加の呼びかけは、各自治会の代表者さんと、伝統的建造物の所有者さんにしましたが、次回以降は、内容等見直し、地域の皆さまにご参加いただけるような工夫をしてまいります。

伝建地区内での建築行為等については、許可が必要です!!

伝建地区内（右図の範囲内）のすべての建築物・工作物等の現状を変更するときなどは、あらかじめ、市役所に申請して許可を受けることが必要になります。

事前相談・協議は、期間を要するため、計画の際はお早めにご相談ください。

■許可を受けなければならない行為は、次のとおりです。

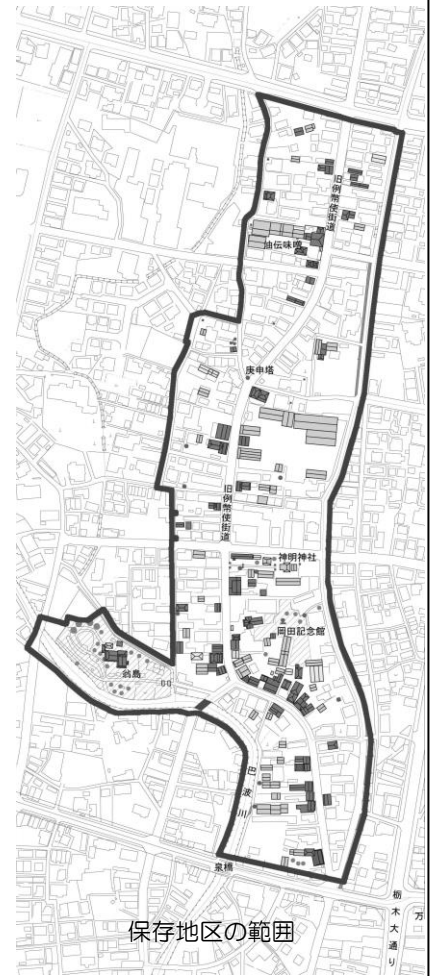
- ・建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・建築物・工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更するもの
- ・宅地の造成などの土地の形質の変更
- ・木材の伐採など

※伝統的建造物の除却は原則として認められません。

※外観を変更しない内部のみの改装の場合は許可不要です。

※外観の軽微な変更であっても原則許可を受ける必要がありますので、その程度にかかわらずご相談ください。

※町並みにあった基準を満たす行為について、外観に係る工事費の一部を補助する助成制度があります。内容についてはご相談ください。



『嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画』を策定します。



文化財の保存及び周辺に残る歴史的建造物と一体となった町並み保存に努めるとともに、人と文化の交流を目的とした活用により、文化的向上に資するまちづくりの拠点施設として整備を図るため、伝統的建造物等が数多く残る嘉右衛門町伝建地区内の廃業した味噌製造工場跡地を取得しました。

今後、伝建地区拠点施設として整備を行うため、当該味噌製造工場跡地の建造物の保存方針や嘉右衛門町伝建地区の拠点施設としての活用方針、デザイン等を定める『嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画』を策定します。

進捗状況等につきましては、随時、皆様にお知らせします。

【発行・問合せ】 栃木市 総合政策部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2674

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: denken@city.tochigi.lg.jp